

一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

気仙保健医療圏における事業系一般廃棄物の収集運搬業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び関係法令の定めのほか、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1 業務内容、廃棄物の種類、単位及び排出見込数量

事業系一般廃棄物の収集運搬業務

廃棄物の種類	単位	令和8年度排出見込数量				備 考
		大船渡	高田	住田	合計	
可燃物・不燃物	kg	62,424	9,489	514	72,427	
ダンボール	kg	22,296	1,902	101	24,299	
古紙	kg	1,124	1,521	288	2,933	新聞、雑誌、シュレッター (45Lビニール袋詰め)等
ペットボトル	kg	1,786	146	0	1,932	45Lビニール袋詰め
動植物性残渣	kg	32,706	2,289	0	34,995	

2 排出場所

岩手県立大船渡病院

大船渡市大船渡町字山馬越10番地1

岩手県立高田病院

陸前高田市高田町字太田512番地2

岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター

気仙郡住田町世田米字大崎22番地1

3 実施日

収集運搬の実施日は病院の指定した日とし、その回数は次のとおりとする。ただし、年末年始等の特別な場合は別途協議するものとする。

大船渡病院

- (1) 可燃物・不燃物・・・原則として日曜日を除く
- (2) ダンボール・・・概ね、週3回とする
- (3) 古紙・・・概ね、週1回とする
- (4) ペットボトル・・・概ね、週1回とする
- (5) 動植物性残渣・・・日曜日を除く毎日（※当日午後2時までの間に収集すること。）

高田病院

- (1) 可燃物・不燃物・・・原則として日曜日を除く
- (2) ダンボール・・・概ね、週1回とする
- (3) 古紙・・・概ね、週1回とする
- (4) ペットボトル・・・概ね、週1回とする
- (5) 動植物性残渣・・・日曜日を除く毎日

住田地域診療センター

- (1) 可燃物・不燃物・・・週1回とする
- (2) ダンボール・・・概ね、週1回とする
- (3) 古紙・・・要請があった都度
- (4) ペットボトル・・・要請があった都度

4 搬送先

- (1) 可燃物・不燃物… 大船渡地区環境衛生組合、陸前高田市清掃センター
- (2) ダンボール … 各自リサイクル等契約業者
- (3) 古紙 … 各自リサイクル等契約業者
- (4) ペットボトル … 各自リサイクル等契約業者
- (5) 動植物性残渣 … 大船渡病院：株式会社岩手環境事業センター
高田病院：陸前高田市清掃センター

※ 決定した場合は、各自リサイクル契約業者の事業場の名称及び所在地を当院に通知するものとする。

5 処理料金の立て替え

次の処理料金については搬入時に請求されることから、受託者が立て替え払いをするものとする。1ヶ月分を取りまとめ、翌月に受託者が当該業務の請求により病院が支払うものとする。

大船渡地区環境衛生組合及び陸前高田市清掃センターの処理料（1kgあたり20円）

6 報告

受託者は、毎日の業務を完了した場合は、委託者に対し書面にて処理数量を報告するものとする。

7 その他

- (1) 委託業務にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、廃棄物を委託者の保管場所から搬出する場合は専用の車両を使用し、廃棄物が落下又は、散乱することのないように事故防止につとめること。
- (3) 業務従事者は、ユニホームを着用し会社名及び氏名を記載した名札を着用すること。
- (4) 廃棄物収集後は、病院保管場所の清潔保持につとめること。（動植物性残渣容器の洗浄を含む）
- (5) 業務を行うにあたっては、他の車両の妨げにならないように配慮すること。
- (6) 業務上知り得た病院及び患者の情報等を、他に口外してはならないこと。
- (7) 業務従事者の感染事故等を防止するため、手袋を着用する等必要な対策を講じること。
- (8) 業務従事者は、その言動において他に不快感を与えることのないようにつとめること。なお、適正が疑わしいと認められる者があった場合、病院の長はその理由を明示して、受託者にその交代を命じることができる。
- (9) その他、委託者の指示によること。